

# 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための第三号研修（特定の者対象） 実施要綱

仙台往診クリニック

## 1. 研修開催の目的

平成24年4月1日から施行された「介護職員等によるたんの吸引等について」の制度化に基づき、居宅及び施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とします。

## 2. 研修申込・受付方法

### (1) 申込方法

- ① 仙台往診クリニック たん吸引研修担当：遠藤・菱沼までお電話にてご連絡下さい。  
(定員に達した場合、次の開催までお待ち頂く場合もございます)
- ② 電話受付後、(2)記載の提出書類を、当クリニックまでご郵送下さい。
- ③ 封筒表面には、朱書きで「たん吸引等研修申込書在中」と必ずご記入下さい。

### (2) 提出書類

- ① 「受講申込書」・・・当ホームページよりダウンロードし、お使い下さい
- ② 「チェック表」・・・当ホームページよりダウンロードし、お使い下さい
- ③ 既に基本研修を終了している方は、受講証明書又は修了証明書又は認定証の写し
- ④ 送付先を明記し、80円切手を貼付した返信用封筒（長3）2枚

### (3) 申込先

仙台往診クリニック たん吸引(第三号)研修係宛  
〒980-0013 仙台市青葉区花京院2丁目1-7

## 3. 実施場所

- (1) 基本研修 仙台往診クリニック 1階 研修室 他、外部研修施設等
- (2) 実地研修 利用者の居宅等で、指導者のもと、各自研修を行います。

## 4. 実施スケジュール

### (1) 基本研修 日程2日間（受付9:15～）

1日目 講義 9:30～18:15（休憩45分）

#### 2日目 【午前実施の場合】

筆記試験 9:30～10:00

シミュレーター演習 10:00～12:15

#### 【午後実施の場合】

筆記試験 13:30～14:00

シミュレーター演習 14:00～16:15

\*1回あたりの受講者数が3名以上で実施します。（定員24名）

- (2) 実地研修 基本研修から1ヶ月以内を目安に、利用者・指導者(医師・看護師等)と調整の上、随時実施して下さい。

## 5. 受講費用

(1) 「基本研修」及び「実地研修」両方受講の場合：22,100円(税込)

[内訳]

- ・ 基本研修受講費用 10,000円＋消費税500円＝10,500円
- ・ 実地研修受講費用 10,000円＋消費税500円＝10,500円
- ・ 交通費 500円
- ・ 損害保険料 600円

\*上記金額には、実地研修実施事業所への委託費用8,375円を含みます

(2) 「基本研修」のみ受講の場合：10,500円(税込)

[内訳]

- ・ 基本研修受講費用 10,000円＋消費税500円＝10,500円

(3) 基本研修の「経管栄養」のみ受講の場合：7,350円(税込)

[内訳]

- ・ 基本研修(経管栄養のみ)受講費用 7,000円＋消費税350円＝7,350円

(4) 基本研修の「経管栄養」及び実地研修を受講の場合：18,950円(税込)

[内訳]

- ・ 基本研修(経管栄養のみ)受講費用 7,000円＋消費税350円＝7,350円
- ・ 実地研修受講費用 10,000円＋消費税500円＝10,500円
- ・ 交通費 500円
- ・ 損害保険料 600円

\*上記金額には、実地研修実施事業所への委託費用8,375円を含みます

(5) 「実地研修」のみ受講の場合：11,600円(税込)

[内訳]

- ・ 実地研修受講費用 10,000円＋消費税500円＝10,500円
- ・ 交通費 500円
- ・ 損害保険料 600円

\*上記金額には、実地研修実施事業所への委託費用8,375円を含みます

## 6. 研修費用納入方法

(1) 基本研修を受講する場合

基本研修受講日当日、現金でお支払下さい。領収書を発行致します。

(2) 実地研修のみ受講する場合

受講日迄に現金書留にて、当クリニックへ受講料を納付して下さい。

修了証明書と共に、領収書を発行致します。

## 7. 受講者の募集方法

当クリニックホームページ (<http://www.oushin-sendai.jp>) に、開催告知を掲載します。

## 8. 受講資格（受講対象者）

介護福祉士、障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設等（医療機関を除く。）で福祉サービスに従事している介護職員、特別支援学級の教員、保育士等（以下「介護職員等」といいます。）、特定の者に対してたんの吸引等の行為を行う必要のある者。

※「たんの吸引等」とは…

ケア等の種類	
たんの吸引	口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部
経管栄養	胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養

ただし、下記に掲げる者については、受講対象者から除きます。

- (1) 勤務している事業所が、たんの吸引等を業として行う（登録事業者となる）予定がない場合。
- (2) 医療機関（病院・診療所）、介護療養病床、肢体不自由児施設・重度心身障害児施設に勤務する職員。
- (3) 「不特定の者」に対して、たんの吸引等を行うことを希望する介護職員等。
- (4) 本研修過程（実地研修）において、協力いただくことに利用者からの同意が得られていない場合。
- (5) 本研修過程（実地研修）において、協力いただくことになる指導者（※）が確保できていない場合。

※「指導者」とは…

医師・看護師（准看護師除く）・保健師・助産師。実地研修において、介護職員等の指導者となるために、厚生労働省が定める「マニュアル」により別途自己学習を修了した者等。

- (6) 利用者主治医からの「喀痰吸引指示書」が無い場合。

## 9. 履修科目免除

### (1) 免除科目

- (ア) 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義（2時間）
- (イ) 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義並びに緊急時の対応及び危険防止に関する講義（喀痰吸引3時間・経管栄養3時間）
- (ウ) 上記科目の習得程度の審査（筆記試験）
- (エ) 喀痰吸引等に関する演習（シミュレーター演習1時間）

### (2) 対象者

平成23年11月11日厚生労働省社会・援護局長発令社援1111第1号による。

- (ア) 平成22年度実施「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）」の研修修了者
- (イ) 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）」の研修修了者
- (ウ) 「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養支援について」に基づくたんの吸引の実施者
- (エ) 「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」

に基づくたんの吸引の実施者

(オ) 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」に基づくたんの吸引等の実施者

(3) 免除対象者の申込について

受講申込書に、該当する研修の修了証明書等の写しを添付の上、お申し込み下さい。

## 10. 使用する研修テキスト

『喀痰吸引等講習テキスト 第三号研修（特定の者対象）』

[http://www.pures.co.jp/h24\\_kakutan\\_t\\_all.pdf](http://www.pures.co.jp/h24_kakutan_t_all.pdf)

を使用します。各自、事前にテキストをダウンロードし、予習の上持参してください。

もしくは中央法規出版より書籍版が出版されておりますので（2,730円）、下記の申込書を印刷して頂き、ファックスで直接中央法規出版へお申込下さい。

[http://oushin-sendai.jp/text\\_ordersheet.pdf](http://oushin-sendai.jp/text_ordersheet.pdf)

## 11. 筆記試験の実施

講義の習得状況の確認のため、講義終了後に下記のとおり筆記試験を実施します。

(1) 出題形式 四肢択一式

(2) 出題数 20問

(3) 試験時間 30分

(4) 出題範囲

講義（テキスト）の内容に沿って、基礎的知識を問う問題を中心に出题します

(5) 合否判定基準

総正解率が9割以上の者を合格とします。

総正解率が9割未満の受講者は、筆記試験による再試験を受けることができます。

(6) 留意事項

経管栄養に関する講義とシミュレータ演習のみを受講する受講者については、筆記試験の出題数は10問（「喀痰吸引に関する問題」以外の問題）、試験時間は15分となります。

## 12. 基本研修（現場演習）及び実地研修の実施

(1) 基本研修中の「現場演習」と「実地研修」の実施については、「指導者実施承諾書」をご提出頂いた上で、承諾を得た看護師等が就業している事業所・施設等（以下「実地研修の指導者」）に依頼して実施することとします。

(2) 実地研修の指導者に対しては、当クリニックより実施指導料を支払います。

(3) 実地研修受講者は、実地研修前までに「主治医指示書」「指導者実施承諾書」「説明書兼同意書」を取得し、当クリニックへ提出して頂きます。

(4) 実地研修受講者（事業所）は、医師の指示書と看護師の助言を元に、喀痰吸引等（特定行為業務）計画書を作成して下さい。（この計画書は実地研修のためだけに立案するものではありません。今後ケアに入るにあたっての計画書として立案ください。計画書様式は自由ですが、ない場合は当クリニックホームページよりダウンロードしご使用ください）

(5) 上記（3）の書類受領後、当クリニックより実地研修の実施者へ依頼書及び評価票等を送付し、研修を実施して頂きます。

### 13. 修了証明書等

研修を修了した受講者に対し、修了証明書等を発行します。

### 14. 賠償保険加入の有無

実地研修を行う介護職員等向けの賠償責任保険に加入します。

- ・ 東京海上日動火災保険株式会社 「賠償責任保険」

### 15. 受講の取り消し

研修を欠席、又は、20分以上遅刻した者については、受講を取り消したものとして取り扱います。当日は受講できませんので、改めて受講申込をして頂く必要があります。

### 16. 解約条件及び返金の有無

以下の理由で実地研修を受講できなかった場合には、**11,600円**を銀行振込（振込手数料は受講者の負担とし、11,600円から手数料を差し引いた金額）にて返金します。

受講の取り消しに該当する理由

- (1) 受講者が感冒・インフルエンザ・細菌性腸炎等の感染症に罹患した場合
- (2) 受講者が事故による受傷や疾病による入院等で就労不能な場合
- (3) 受講者が死亡した場合
- (4) 受講者の親族が死亡（忌引きに該当）した場合
- (5) 天災により公共交通機関が運行停止し、実地研修場所を訪問できなかった場合

返金申込書を提出して頂いた上で、返金の処理を致します。

### 17. 研修体制の整備その他の安全確保等

- (1) 研修開催にあたり、喀痰吸引等に必要な機械器具等備品を常に整備します。
- (2) 研修開催にあたり、設備、備品等の清潔の保持、衛生管理に努めます。また感染症の予防に努め、消毒液、使い捨て手袋等の対策を講じます。

### 18. 業務上知り得た秘密の保持

研修事業上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行います。

受講希望者から申し込み時に寄せられた個人情報については、本研修の運営及び修了者名簿作成、修了証発行等の為にのみ使用します。

### 19. 研修責任者及び苦情申出先窓口

研修責任者 仙台往診クリニック 院長 川島 孝一郎

苦情申出先 仙台往診クリニック相談窓口

022-722-3866 担当：川島 孝一郎